

国民健康保険に関するお知らせ

今回お送りする納入通知書は4月(第1期)と5月(第2期)に納める保険料です

- 第1期・第2期の保険料は、4月1日現在、算定の基礎となる令和5年中の総所得金額等が確定していないため、暫定的に令和4年中の総所得金額等で算定しています。
- 令和5年中の総所得金額等が確定する6月に、本年度の保険料が決まります。
- 今回お知らせした第1期・第2期の保険料が本年度の保険料月額に対し過不足が生じる場合は、第3期(6月)以降の保険料で調整します。
- 職場の健康保険に加入済みの方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。4月上旬頃を過ぎて脱退手続きをされた場合は、6月以降に送付する通知書にて、脱退を反映した結果の保険料をお知らせします。

令和6年度の保険料について

国民健康保険料は、一世帯にかかる「平等割額」と被保険者の人数に応じてかかる「均等割額」、そして所得に応じてかかる「所得割額」を合計したものです。

各世帯の年間保険料

保険料率(年額)	被保険者全員		40～64歳までの人
	医療分	支援金分	介護分
区分	金沢市国民健康保険の加入者の医療費に充てられる保険料	後期高齢者医療制度を現役世代(74歳以下の国民)で支えるための保険料	介護保険の第2号被保険者の保険料
①所得割	被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の7.40%【据置】	被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の2.58%【据置】	介護第2号被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の2.34%【据置】
②均等割 (被保険者1人につき)	24,000円【据置】(※2)	10,320円【据置】(※2)	11,880円【据置】
③平等割 (1世帯につき)	19,800円【据置】	6,720円【据置】	6,000円【据置】
①+②+③=年間の保険料			
賦課限度額	650,000円【据置】	220,000円	170,000円【据置】

(※1)旧ただし書き所得とは、総所得金額等から43万円の基礎控除を差し引いた金額です。

(※2)未就学児については、均等割額が5割軽減となります

- 所得に係る保険料軽減制度については、世帯主及び国民健康保険加入者の中に所得の申告のない方がいる場合、「国民健康保険料申告書」の提出がなければ適用できません。
- 非自発的失業者の方は、届出により保険料や医療費の負担が軽減される場合があります。
対象 離職時点で65歳未満だった方で、次の離職理由による雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちの方です。
対象期間 離職の翌日から起算して翌年度末までです。
 - ・特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方:離職理由コードが11,12,21,22,31,32)
 - ・特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方:離職理由コードが23,33,34)
- 出産日が令和5年11月以降である出産被保険者の方は、届出により保険料が減額される場合があります。
- 災害等で、保険料を納めることが困難になったときは、申請により減免される制度があります。
- 次の場合に特別徴収(年金天引)が中止され、普通徴収(納付書払等)に変更となる場合があります。
 - 国民健康保険料と介護保険料の合計が世帯主の年金額の2分の1を超えた場合
 - 年間保険料額が減額になった場合
 - 世帯主が75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療制度に移行される場合
 - 同一世帯で65歳未満の方が加入された場合 など
- 75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療制度に移行される方には、別途保険料についてお知らせします。また、75歳になられる方の国民健康保険料は、誕生月の前月までの計算となっています。
- 法改正により、平成27年度以降の保険料については、その年度における最初の納期限の翌日から起算して2年を経過した日以後は減額等の賦課決定をすることができないこととなりました。

国民健康保険料の納付方法について

- 納付書でのお支払い
納入通知書に同封されている納付書にて金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリでご納付できます。利用可能な金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリについては納付書裏面をご確認ください。
- 口座振替でのお支払い
口座振替を申込まれますと毎月月末(月末が金融機関休業日の場合は翌営業日)に申込口座から保険料が引き落としされます。なお、原則として申込翌月より振替を開始いたします。ご希望の方は同封されている口座振替依頼書ハガキ又は金沢市のホームページからお申込みください(ホームページからの申込みは北國、北陸、福井銀行のみ可能です)。
- 特別徴収について
年金からの天引きにより保険料を納付いただきます。

能登半島地震により被災された方への国民健康保険料減免制度について

④又は⑤のいずれかに該当する方は、申請により保険料が減免されます。申請される方は金沢市ホームページをご覧ください。

④住家(被災時の被災世帯の住所と同じ所在地の住宅)が、次のいずれかの状態になった。

全壊(全焼)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊、床上浸水

⑤能登地方(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町)からの転入者で、被災時の世帯の主たる生計維持者が、次のいずれかの状態になった。

死亡、重篤な傷病、行方不明、廃業、休業、失職

国民健康保険料納入通知書(仮算定)について

お問い合わせのときは保険証番号をお知らせください。

保険証番号	
通知書番号	

仮算定賦課による第1期・第2期の保険料の過不足額は第3期以降において調整します。

金融機関名		
口座種別	振替区分	口座番号
口座名義人		

納期	第1期	第2期
納付額	円	円
納期限		

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください

- 令和6年12月2日からマイナンバーカードを使用した資格確認に運用が統一されることに伴い、健康保険証は廃止されます。
- 医療機関等に顔認証付きカードリーダー等の機器が設置されていない場合は、従来どおり健康保険証の提示が必要です。対応可能となる医療機関や薬局は、国のホームページ等で公開されていますのでご確認ください。
- 利用には利用登録が必要です。登録は自宅のパソコン(カードリーダーが必要)やスマートフォンをご利用ください。
- ご自身で利用登録できない場合は、金沢市役所で利用登録を支援しています。
- 詳しくは、金沢市ホームページ(マイナンバーカードと健康保険証の一体化について)をご覧ください。



詳細はこちらを読み取りください。

お問合せは

金沢市役所 保険年金課 TEL: 076-220-2255 ~ 2258 FAX: 076-232-5644

Eメールアドレス kokuho@city.kanazawa.lg.jp

公式ホームページ



Scan here for English

※医療保険課は令和6年4月から保険年金課に課名変更し、金沢市役所第一本庁舎1階から2階へ移設しました。